

2020年度 滋賀県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業募集要項

滋賀県内において質の高い介護人材の育成、確保および定着を支援するため、実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、資格取得に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。また、介護福祉士資格登録後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に継続して2年以上従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

実務者研修施設に在学している（実務者研修を受講している。以下同じ。）方で、次の①②の要件を満たす方が対象です。

- ①実務者研修施設を卒業後、県内※に所在する施設等で介護等の業務に従事する意思のある方。（※一部例外あり 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第3条参照）
- ②実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有する見込みのある方。

2. 貸付額等

(1) 貸付額

200,000円以内（一括で貸付）

(2) 貸付金の使途

実務者研修施設に支払う受講料、実習費及び教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、通学に係る交通費及び国家試験受験手数料等が貸付の対象となります。

(3) 定員

当該年度内予算の範囲によります。

3. 貸付期間

実務者研修施設に在学する期間

4. 貸付利子

無利子

5. 連帯保証人

- ・1名をたてなければなりません。
- ・申請者が未成年の場合の連帯保証人は、法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であることとします。
- ・連帯保証人は、貸付を受けた方と連帯して債務を負担するものとします。

6. 返還免除

- ・実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験に合格した日（国家試験を合格した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、滋賀県内で継続して2年以上（従事期間730日以上かつ従事日数360日以上※）介護等の業務に常時従事した場合、返還債務を免除します。
- ・ただし、国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、翌年度の国家試験に合格した日を国家試験の合格日とすることができます。

※従事日数360日以上は、毎月15日以上の従事日数が必要です。（1日の勤務時間は不問）

※従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、事業所離職から他事業所再就職（転職）により介護等の業務に従事していない月が生じた場合は、返還していただくこととなります。

7. 返還

返還免除の要件を満たさない場合は返還となります。

(1) 返還期間

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内

(2) 返還方法

月賦・半年賦による均等払い、または一括払い（繰上げ返還も可）

(3) 延滞利子

正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合、返還すべき額につき年5%の割合で計算した額

8. 申請に必要な書類

(1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（個人情報取得・利用（取扱）の同意を含む）

(2) 介護福祉士実務者研修受講証明書

(3) 実務経験証明書 ※介護福祉士国家試験実務経験証明書（写）でも可

(4) 申請者の住民票記載事項証明書（申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）

(5) 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

9. 申請受付期間

申請者が実務者研修施設に在学する期間中（期間内に必着のこと）

10. 申請方法

申請者が申請書類等を郵送※または持参により、下記12の申請先まで提出してください。

※郵送の場合は、不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を奨励します。

普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を負いません。

11. その他

(1) 審査のうえ、貸付の可否を決定します。

(2) 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の国庫補助事業等（本資金と用途目的が同種の給付および貸付制度）と併せて利用することはできません。

(3) 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

12. 申請先・問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 資金貸付・債権管理グループ

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3958 FAX : 077-566-3611

ホームページ : 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWEB

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/jitumusya-kensyu